

中小企業基盤整備機構が運営している小規模企業共済制度の一部改正内容を以下にご案内いたします。

商工共済ニュース 2010 年 7 月号 1 ページ及び「お客さま用」の資料に記載されている内容は決定されておりますので、お客さまにお伝えください。なお、個別の加入要件の確認方法や申込手続きなどについては詳細が決まっておりませんので、決まり次第委託機関の皆様へご案内いたします。

『小規模企業共済制度の改正について』

経済産業省・中小企業庁が第 174 回通常国会に提出した「小規模企業共済法の一部を改正する法律」が成立し、改正法による新しい制度が「平成 23 年 1 月 1 日」より開始いたします。

(1) 加入対象者の拡大（加入の条件等） 平成 23 年 1 月 1 日より受付開始

昨今の個人事業を中心とした小規模・中小企業数の減少や金融危機による実体経済への悪影響などの厳しい状況にある中で、小規模企業の中でも個人事業主の将来不安を払拭することが緊急課題になっており、また、個人事業では配偶者や後継者などの「共同経営者」が個人事業主と一緒に事業を行っている実態を踏まえて、個人事業主の「共同経営者」の加入が認められることになりました。

「共同経営者」とは個人事業の経営に携わる方であり、要件を満たせば個人事業主の配偶者や後継者に加え、親族以外の方も加入することができます。ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2 名」まで、という制限が設けられます。



そして、「共同経営者」とは以下の①・②の両方の条件を満たしている方々になります。

① 「事業の経営において重要な意思決定をしていること、

または、事業に必要な資金を負担していること」

※①の例) ・資金の新規確保する際に、決定の場に参加していること

・事業資金の借入に際し連帯保証人や保証人であること

など

② 「事業の執行に対する報酬を受けていること」

を条件とします。

加入申込みに際しては、こうした要件を証明する書類を準備していただくことと、共同経営者としての地位に変更がないか、継続的に確認をお願いすることを検討しております。添付書類や継続的確認の具体的内容については改めてお知らせする予定です。